

里親の皆さんが加入する保険について

市では、里親の皆さんが活動中にケガをされた場合や、活動中に第三者に及ぼした損害賠償責任に対して、「市民総合賠償補償保険」で対応します。補償の内容は次のようになっています。

賠償責任保険			
●他人にケガをさせてしまった場合 ●他人の物を壊してしまった場合			
てん補 限度額	身体	1名	1億円
		1事故	10億円
	財物	1事故	2,000万円
免責金額		1事故	なし
・過失割合を考慮			

補償保険	
●里親自身がケガをしてしまった場合	
死亡補償	400万円
後遺障害補償	12～400万円
入院補償	日数に応じ 1～15万円
通院補償	日数に応じ5千円～6万円 (通院日数1～5日は5千円)
・自宅と実施する現場との往復途上の事故は対象外	

補償については、いろいろなケースが考えられますので、自分だけで判断せずに、まずは里親施設を管理する下記の各担当課までご連絡ください。

里親施設を管理する各担当課の連絡先

市役所電話番号 0297-74-2141 (代表)			
・道路担当	建設部	管理課	内線 1521
・公園担当	建設部	水とみどりの課	内線 1531
・学校担当	教育委員会	教育総務課	内線 2012
・分庁舎担当	都市整備部	都市計画課	内線 3112
・公民館担当	教育委員会	藤代公民館	0297-83-2015